

# 仕 様 書

1. 件 名 ミニ企画展「上野標本動物園展（仮称）」展示制作等業務 一式
2. 場 所 独立行政法人国立科学博物館ミニ企画展会場（東京都台東区上野公園 7-20）
3. 業 務 期 間 契約締結日～平成 23 年 6 月 5 日（日）
4. 会 期 平成 23 年 3 月 19 日（土）～平成 23 年 5 月 29 日（日）
5. 一般特記事項 受注者は、独立行政法人国立科学博物館契約事務取扱規則及び文教施設部工事標準仕様書を準用するとともに、この仕様書及び展示造作図面 8 枚に基づき業務を遂行する。その他については、監督職員との協議の上定めるものとする。
6. 施 工 条 件 施工期間として、ミニ企画展期間終了後の撤去まで本業務とする。
7. 支 給 機 材 等 本業務において、以下の物品は提供する。ただし、ミニ企画展終了後は、現状復帰し、速やかに返却すること。  
モニター：50inchi 1 台（付属機器：DVD プレーヤー1 台）  
照明器具：配線ダクト用スポットライト 70 個
8. 材 料 及 び 機 器 本業務に使用する材料は、原則として展示造作図面に定める品質及び性能を有する物とする。また、特殊な仕上げとして展示造作図面に指定されている場合は、あらかじめ監督職員に確認を得ることとする。  
展示造作に関して、リース品を使用する場合は、設計意図を損なわない事と共に、監督職員の承諾、確認を得ること。
9. そ の 他
  - 1) 作業にあたっては、事前に作業内容、作業担当者、作業工程等についての施工要領・計画書を提出し、監督職員の確認を受けること。
  - 2) 作業に使用する機材等は受注者が用意すること。また、作業に伴い発生した不用品はすべて受注者が持ち帰り処分すること。
  - 3) 作業は、当館職員の立会いのもとに実施する。
  - 4) 作業中は、安全確保、汚損防止に努め、第三者、係員、作業員に害を及ぼしてはならない。
  - 5) 施設および資料などを汚破損した場合は、受注者の責任において現状復帰するものとする。
  - 6) 当館の業務の都合により、施工実施について変更が生じた場合は、監督職員と打ち合わせのうえ実施する。
  - 7) 本業務を実施するにあたり、問題が生じることが推定される場合は、事前に当館担当職員と打ち合わせること。